

特許庁委託事業

ASEAN 各国における産業財産権情報への  
アクセス性に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

Ministry of Science and Technology”) によって所管されています。

特許出願人は、ラオス知的財産局に必要書類を提出して特許を出願し<sup>34</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査<sup>35</sup>を経て、特許が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

ラオス知的財産局は、方式審査が完了し特許出願を受理した後、ラオス知的財産法に基づいて、出願日から17ヶ月目に当該出願情報を産業財産権公報に公開しなければならないこととなっています<sup>36</sup>。

また、ラオス知的財産局は、特許を付与した場合には、ラオス知的財産法に基づいて、当該登録情報を産業財産権公報に掲載しなければなりません<sup>37</sup>。

③ 公開態様

上記のとおり、ラオス知的財産局は、特許の出願情報及び登録情報を産業財産権公報によって公開しています。現時点でウェブサイトによる公開は確認できておりません。

④ 公開内容

ラオス知的財産法に規定がなく、公開内容の詳細は不明です。

⑤ 公開情報の精度

詳細は不明です。

(2) 商標、意匠、実用新案（小特許）

ラオスの商標、意匠及び小特許は、ラオス知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、これらの情報公開に関しては原則として特許と同様の制度となります。

## 5. マレーシア

(1) 特許

① 概要

マレーシアの特許は、マレーシア特許法（“Patents Act 1983 (Act A863, as last amended by Act No. A1264 of 2006)”）によって規制され、マレーシア知的財産公社（“Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)”）によって所管されて

---

<sup>34</sup> ラオス知的財産法第36条

<sup>35</sup> ラオス知的財産法第37条乃至第39条

<sup>36</sup> ラオス知的財産法第38条

<sup>37</sup> ラオス知的財産法第42条

います。

特許出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し<sup>38</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て<sup>39</sup>、特許が付与されることとなります。

## ② 登録情報及び出願情報の公開

マレーシア知的財産公社は、特許の出願情報は公開しておりませんが、実体審査が完了し特許を付与した場合には、マレーシア特許法に基づいて、速やかに当該登録情報を公告しなければならないことになっています<sup>40</sup>。

なお、マレーシア知的財産公社のウェブサイトでは、月に1回程度、登録情報を公開しています。

## ③ 公開態様

マレーシア知的財産公社は、特許の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

### (i) ウェブサイトによる公開

マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/web/guest/paten-warta> 及び

<https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>) において公開情報を閲覧することができます。なお、マレーシア知的財産公社の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はマレーシア知的財産公社が公報において行っておりますが、当該公開情報をコピーすることはできません。

## ④ 公開内容

マレーシア知的財産公社のウェブサイトによると、特許登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)出願人の氏名及び住所、(d)発明者の氏名及び国籍、(e)当該特許の状況等が含まれています。

## ⑤ 公開情報の精度

マレーシア知的財産公社による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

---

<sup>38</sup> マレーシア特許法第23条

<sup>39</sup> マレーシア特許法第29条及び第30条

<sup>40</sup> マレーシア特許法第31条第3項

## (2) 商 標

### ① 概 要

マレーシアの商標は、マレーシア商標法（“Trademark Act (Act 175 of 1976, as last amended by Act A1138 of 2011)”）によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

商標登録出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し<sup>41</sup>、同機関による方式審査、出願広告及び実体審査を経て<sup>42</sup>、商標が登録されることとなります。

### ② 登録情報及び出願情報の公開

マレーシア知的財産公社は、方式審査が完了し、商標登録出願を受理した後、マレーシア商標法に基づいて、当該出願情報を公告しなければならないことになっています<sup>43</sup>。

### ③ 公開態様

マレーシア知的財産公社は、商標の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

#### (i) ウェブサイトによる公開

マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/web/guest/cap-warta> 及び

<https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>) において公開情報を閲覧することができます。なお、マレーシア知的財産公社の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

#### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はマレーシア知的財産公社が公報において行っており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

### ④ 公開内容

マレーシア知的財産公社のウェブサイトによると、商標出願の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)商標、(d)商標の種類、(e)商標分類、(f)当該商標のステータス、(g)出願人の氏名及び住所等が含まれています。

---

<sup>41</sup> マレーシア商標法第 25 条

<sup>42</sup> マレーシア商標法第 27 条及び第 28 条

<sup>43</sup> マレーシア商標法第 27 条

⑤ 公開情報の精度

マレーシア知的財産公社による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(3) 意匠

① 概要

マレーシアの意匠は、マレーシア意匠法(“Industrial Designs Act 1996(Act 552 of 1996, as last amended by Act A1996 (Act 552))”)によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

意匠出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し<sup>44</sup>、同機関による方式審査を経て、公開された上で、意匠が登録されることとなります<sup>45</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

マレーシア知的財産公社は、意匠の出願情報は公開していませんが、実体審査が完了し意匠を登録した場合には、マレーシア意匠法に基づいて、速やかに当該登録情報を公告しなければならないことになっています<sup>46</sup>。

③ 公開態様

マレーシア知的財産公社は、意匠の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

(i) ウェブサイトによる公開

マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/web/guest/reka-warta> 及び <https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>) において公開情報を閲覧することができます。なお、マレーシア知的財産公社の上記ウェブサイト以外に、意匠の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はマレーシア知的財産公社が公報において行っておりますが、当該公開情報をコピーすることはできません。

④ 公開内容

---

<sup>44</sup> マレーシア意匠法第 14 条

<sup>45</sup> マレーシア意匠法第 21 条及び第 22 条

<sup>46</sup> マレーシア意匠法第 22 条

マレーシア知的財産公社のウェブサイトによると、意匠登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)意匠の名称、(c)出願日、(d)意匠分類、(e)出願人の氏名及び住所等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

マレーシア知的財産公社による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(4) 実用新案

マレーシアの実用新案は、マレーシア特許法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の情報公開に関しても原則として特許と同様の制度となっております。

6. ミャンマー

ミャンマーでは産業財産権に関する法律が施行されておらず、産業財産権に関する出願公開や登録情報の公開はなされておられません。

7. フィリピン

(1) 特許

① 概要

フィリピンの特許は、フィリピン知的財産法 (“Intellectual Property Code of the Philippines (Republic Act No. 8293)”) によって規制され、フィリピン知的財産庁 (“Intellectual Property Office of the Philippines”) によって所管されています。

特許出願人はフィリピン知的財産庁の特許局 (“Bureau of Patents”) に必要書類を提出して出願し<sup>47</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て<sup>48</sup>、特許が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

フィリピン知的財産庁は、方式審査が完了した場合には、フィリピン知的財産法に基づいて、出願日から 18 ヶ月が経過した後、当該特許の出願情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています<sup>49</sup>。

また、フィリピン知的財産庁は、実体審査が完了し特許を付与した場合には、フィリピン知的財産法に基づいて、当該登録情報を同庁が発行する電子公報に

---

<sup>47</sup> フィリピン知的財産法第 32 条

<sup>48</sup> フィリピン知的財産法第 42 条、第 44 条及び第 48 条

<sup>49</sup> フィリピン知的財産法第 44 条

特許庁委託

ASEAN 各国における産業財産権情報への  
アクセス性に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。